

各位

平成 28 年 6 月 1 日

放射線取扱主任者

波戸 芳仁

### 放射光科学研究施設における放射性同位元素の使用に係る変更について

放射光科学研究施設において、放射性同位元素の使用に係る変更申請を行い、承認されましたのでお知らせします。

#### 変更内容

1. 光源棟実験室内において、密封された放射性同位元素の使用の廃止及び光源棟実験室内の貯蔵箱の廃止。
2. 放射光アイソトープ実験施設において、実験に供する密封された放射性同位元素の一部の使用を廃止。
3. 放射光アイソトープ実験施設において、実験に供する密封されていない放射性同位元素の使用目的・使用数量・貯蔵数量・貯蔵能力の変更及び一部の核種の使用を廃止。
4. 発生装置に係る管理区域の光源棟実験室において、放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 の適用（適用範囲は図 1 参照）。

なお変更内容の詳細については

- KEK Internal 2016-3

[http://www-lib.kek.jp/cgi-bin/kiss\\_prepri.v8?KN=201626003&OF=8](http://www-lib.kek.jp/cgi-bin/kiss_prepri.v8?KN=201626003&OF=8).

及び放射線担当者、放射線管理区域責任者または放射線受付までお問い合わせください。

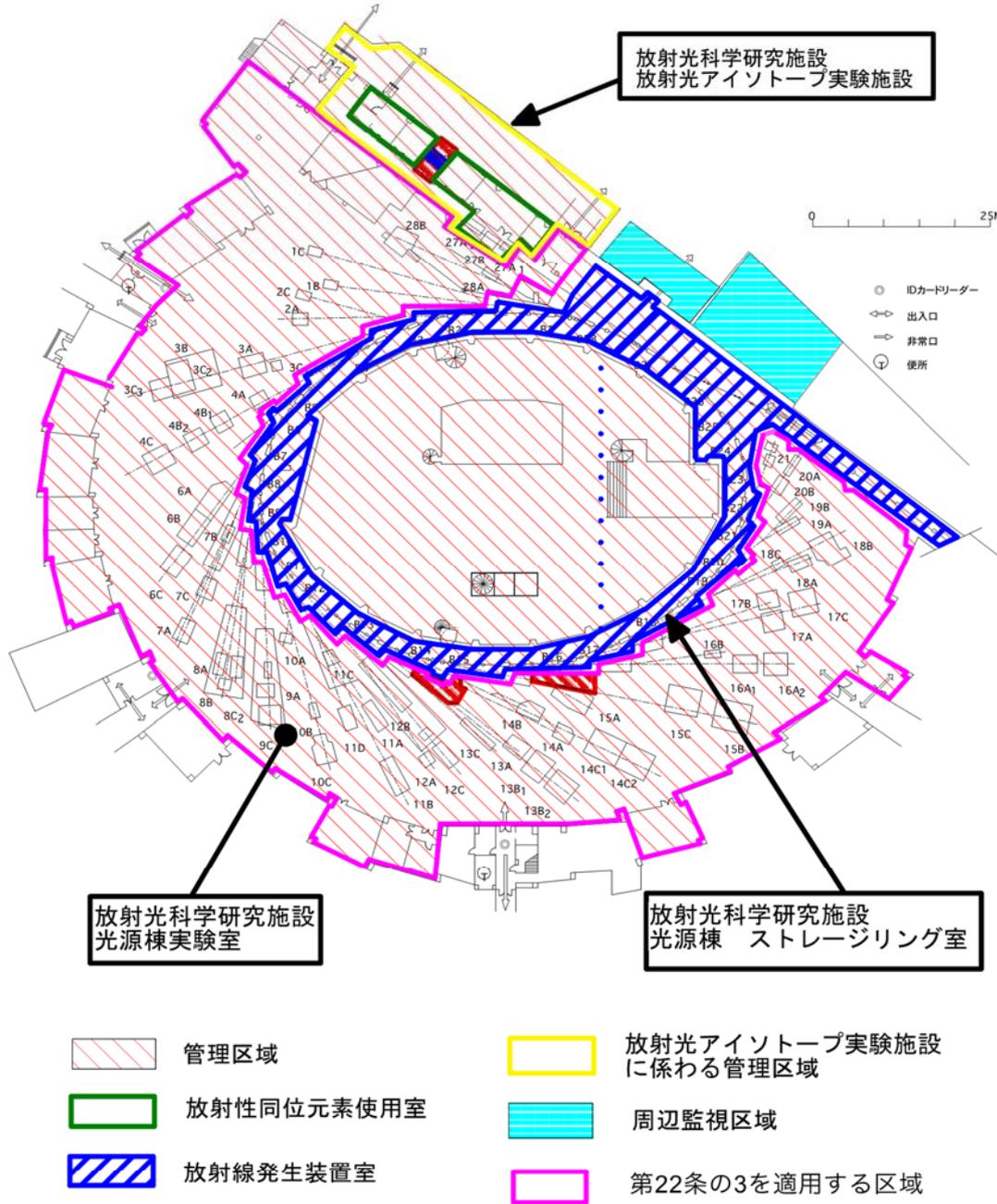


図 1. 光源棟実験室における放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 の適用範囲

---

配布先 機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員